



終活の目的は自分の身に万が一のことがあった時の不安を減らし、今を安心して生きること。

いざという時のために夫婦で話し合っておくことは大切です。そこで長年「暮らしの法律ナビ」をご執筆頂いている三田中央事務所の田嶋先生に『デジタル遺産』の終活についてお話を伺いました。

必読

暮らしの法律ナビ

No.78 デジタル遺産
について

デジタル遺産とは何かについて明確に法律の規定はありません。一般的に故人のデジタル機器内（パソコン、USB等）に記録されたデータやオンライン（Eメール、SNSアカウント等）データ及び各アカウントに蓄積されたデータ等と考えられます。デジタル遺産は相続人に発見されにくいので、相続させた側（データ保有者）が、相続させるのか、破棄、処分、削除等をするのか等当該データを生前に仕分けし、引き継ぐデータは遺言書を利用し相続させる方がスムーズです。デジタル機器内に記録されたデータを相続させた場合は、遺言書にその機器及び内部データも含む事を明確に記載します。オンラインデータ

の場合はアカウント等の利用規約で相続ができる場合は、それに従った情報（パスワード等）を遺言書に記載します。特に財産価値のある暗号資産（仮想通貨等）は相続税の対象財産ですから要注意です。破棄、処分、削除等データは第三者と死後事務委任契約で相続人に知れることなく実行することが可能です。

遺言・相続 **成年後見**
債務整理・破産 **離婚** **他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 **田嶋 徳之**

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>